

盛岡広域振興局長告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一方井土地改良区（岩手郡岩手町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月13日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 就任

理事

岩 崎 正一郎 岩手郡岩手町大字土川第1地割235番地2

2 退任

理事

帷 子 正 治 岩手郡岩手町大字土川第1地割53番地